

カゴメグループ贈収賄防止方針

1. 目的

カゴメグループ贈収賄方針（以下「本方針」という）は、国内外の行政機関や公務員等への対応に関して遵守すべき贈収賄行為の禁止等の事項を定め、カゴメグループ役員、従業員及び派遣社員（以下「従業員等」という）が、自らの良心とカゴメ行動規範に従い、高い倫理観を持って行動することを目的とする。

2. 法令遵守

従業員等は、関係する国及び地域における贈収賄を禁じる法令及び諸規則を遵守する。なお、本方針遵守のための具体的な手続きは別途定める。

3. 贈収賄行為の禁止

- (1) 従業員等は、何人に対しても、直接・間接的を問わず、賄賂の申し出、約束、供与をせず、または賄賂の要求、約束、受領もしない。
- (2) 従業員等は、公務員等に対し、原則として接待や贈答を行わない。
- (3) 従業員等は、癒着を疑われないよう、常識的な範囲での接待・贈答を心掛けねばならない。

4. 適切な会計記録

従業員等は、本方針に係るすべての取引及び資産の処分について合理的に詳細で、正確かつ公正に反映した会計記録を作成し、保持しなければならない。

5. 第三者管理手続き

従業員等は、コンサルタント等の第三者による公務員等への贈賄及びその疑いを招く行為を防止するために、適切な措置を講じる。

6. 報告義務

従業員等は、贈収賄を禁じる法規制及び本方針に違反している疑いがある場合、適時適切な処置を可能とするため、速やかに報告する。

7. 行動規範の徹底

カゴメグループ各社の経営陣は、カゴメ行動規範の徹底等を通じ、自社の従業員等に本方針を遵守させなければならない。

8. 監査

カゴメグループは、本方針の遵守・運用に関する監査を、定期的に行うものとする。監査対象、監査手続きについては、国、地域、会社、事業の特性及びリスクの程度を考慮して決定する。

9. 懲戒

従業員等は、本方針に違反した場合、就業規則等の社内規定、個別の契約及び関係法令等に基づき、処分される。

以 上